



平成 18 年 6 月 14 日

各 位

会社名 森下仁丹株式会社
代表者名 代表取締役社長 相原 之壽
(コード番号 4524 東証、大証第2部)
問合せ先 代表取締役専務 駒村 純一
電話番号 06-6761-1131(代表)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、平成 18 年 5 月 23 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部訂正を要する箇所がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所には、網掛けを付してあります。

記

1. 「変更の理由」の訂正

<訂正前>

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法において取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置する場合は定款の定めが必要となりましたので、第34条(監査役および監査役会)、第6章(会計監査人)を新設し明文化するものであります。
- (2) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第8条(株券の発行)の字句を修正するものであります。
- (3) 会社法第189条第2項の規定により、単元未満株主の権利を明確に規定することが認められましたので、第10条(単元未満株主の権利)を新設するものであります。
- (4) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう対応し、コスト削減に資することができるよう、第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第28条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (6) 会社法第427条第1項の規定に従い、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第32条(社外取締役の責任免除)、第44条(社外監査役の責任免除)を新設するものであります。
- (7) 監査役および監査役会の職務を円滑に行い、ガバナンスの向上に資することを目的に、定款において既存の監査役会規則を明確化するため、第42条(監査役会規則)を新設するものであります。
- (8) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (9) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (10) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

<訂正後>

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 会社法において取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置する場合は定款の定めが必要となりましたので、変更案第24条(取締役会)、変更案第34条(監査役および監査役会)、変更案第45条(会計監査人の設置)を新設するものであります。
 - ② 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第8条(株券の発行)のとおりに修正するものであります。
 - ③ 会社法第189条第2項の規定により、単元未満株主の権利を明確に規定することが認められましたので、変更案第10条(単元未満株主の権利)を新設するものであります。

- ④株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう対応し、コスト削減に資することができるよう、**変更案第15条**(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- ⑤会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、**変更案第28条**(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- ⑥会社法第427条第1項の規定に従い、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、**変更案第32条**(社外取締役の責任免除)、**変更案第44条**(社外監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、**変更案第32条**(社外取締役の責任免除)の新設については、監査役全員の同意を得ております。
- ⑦定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- ⑧旧商法上の用語を会社法で使用する用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (2)監査役及び監査役会の職務を円滑に行い、ガバナンスの向上に資することを目的に、定款において既存の監査役会規則を明確化するため、**変更案第42条**(監査役会規則)を新設するものであります。
- (3)上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 「変更の内容」の訂正

(下線は変更部分を示します。)

<訂正前>

現行定款	変更案
第7条(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)当社は1,000株をもって株式の1単元とする。 当社は1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。	第7条(単元株式数)当社は、1,000株をもって株式の1単元とする。

<訂正後>

現行定款	変更案
第7条(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)当社は1,000株をもって株式の1単元とする。 当社は1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。	第7条(単元株式数)当社の単元株式数は、1,000株とする。

<訂正前>

現行定款	変更案
第13条(総会の招集者)総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議を以て社長がこれを招集する。 社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれを招集する。 総会の決議事項について特別の利害関係あるものは前項の規定により事故あるものとみなす。	第14条(総会の招集者)総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議をもって社長がこれを招集する。 社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれを招集する。 総会の決議事項について特別の利害関係あるものは前項の規定により事故あるものとみなす。

<訂正後>

現行定款	変更案
第13条(総会の招集者)総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議を以て社長がこれを招集する。 社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれを招集する。 総会の決議事項について特別の利害関係あるものは前項の規定により事故あるものとみなす。	第14条(総会の招集権者)株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議をもって社長がこれを招集する。 社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれを招集する。 株主総会の決議事項について特別の利害関係あるものは前項の規定により事故あるものとみなす。

<訂正前>

現行定款	変更案
<p>第14条(議決権の代理行使)株主が代理人を以て議決権を行使しようとするときは当会社の株主に限り委任することができる。</p> <p>但し、株主又は代理人は総会ごとに代理権を証する書面を当会社に差出さなければならない。</p> <p>総会で議決権を行使することができない株主は、前項の規定による他の株主の代理人となることができない。</p>	<p>第16条(議決権の代理行使)株主が、代理人をもって議決権を行使しようとするときは、当会社の議決権を有する他の株主1名に限り委任することができる。</p> <p>但し、株主または代理人は、総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に差出さなければならない。</p> <p>総会で議決権を行使することができない株主は、前項の規定による他の株主の代理人となることができない。</p>

<訂正後>

現行定款	変更案
<p>第14条(議決権の代理行使)株主が代理人を以て議決権を行使しようとするときは当会社の株主に限り委任することができる。</p> <p>但し、株主又は代理人は総会ごとに代理権を証する書面を当会社に差出さなければならない。</p> <p>総会で議決権を行使することができない株主は、前項の規定による他の株主の代理人となることができない。</p>	<p>第16条(議決権の代理行使)株主が、代理人をもって議決権を行使しようとするときは、当会社の議決権を有する他の株主1名に限り代理権を与えることができる。</p> <p>但し、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に差出さなければならない。</p>

<訂正前>

現行定款	変更案
<p>第16条(決議の方法)総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数を以てする。</p> <p>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>第18条(決議の方法)株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>

<訂正後>

現行定款	変更案
<p>第16条(決議の方法)総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数を以てする。</p> <p>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</p>	<p>第18条(決議の方法)株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</p>

<訂正前>

現行定款	変更案
第18条(取締役の定員)当社の取締役は3名以上とする。 取締役に欠員を生じた場合でも法定数を欠かず且つ業務に差支えない限り次期定時総会までその補欠選任を延期することができる。	第20条(取締役の定員)当社の取締役は、3名以上とする。 取締役に欠員を生じた場合でも法定数を欠かずかつ業務に差支えない限り次期定時総会までその補欠選任を延期することができる。

<訂正後>

現行定款	変更案
第18条(取締役の定員)当社の取締役は3名以上とする。 取締役に欠員を生じた場合でも法定数を欠かず且つ業務に差支えない限り次期定時総会までその補欠選任を延期することができる。	第20条(取締役の定員)当社の取締役は、3名以上とする。 取締役に欠員を生じた場合でも法定数を欠かずかつ業務に差支えない限り次期定時株主総会までその補欠選任を延期することができる。

<訂正前>

現行定款	変更案
第20条(取締役の任期)取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとする。	第22条(取締役の任期)取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

<訂正後>

現行定款	変更案
第20条(取締役の任期)取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとする。	第22条(取締役の任期)取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

<訂正前>

現行定款	変更案
第21条(代表取締役及び役付取締役)会社を代表する取締役は取締役会の決議をもってこれを定める。 取締役会は取締役会長、取締役社長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役名誉会長及び取締役相談役若干名を定めることができる。 社長は取締役会の決議に基づき会社の業務を統轄執行し、副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し会社の業務を執行する。 社長に事故あるときは取締役会のあらかじめ定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。	第23条(代表取締役及び役付取締役)会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役名誉会長および取締役相談役若干名を選定することができる。 社長は、取締役会の決議に基づき会社の業務を統轄執行し、副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し会社の業務を執行する。 社長に事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。

<訂正後>

現行定款	変更案
第21条(代表取締役及び役付取締役)会社を代表する取締役は取締役会の決議をもってこれを定める。 取締役会は取締役会長、取締役社長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役名誉会長及び取締役相談役若干名を定めることができる。 社長は取締役会の決議に基づき会社の業務を統轄執行し、副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し会社の業務を執行する。 社長に事故あるときは取締役会のあらかじめ定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。	第23条(代表取締役および役付取締役)会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役名誉会長および取締役相談役若干名を選定することができる。 社長は、取締役会の決議に基づき会社の業務を統轄執行し、副社長、専務取締役および常務取締役は社長を補佐し会社の業務を執行する。 社長に事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。

<訂正前>

現行定款	変更案
第24条(取締役会の招集者及び議長)社長は取締役会を招集しその議長となる。 社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が社長の職務を代行する。	第26条(取締役会の招集者および議長)社長は、取締役会を招集しその議長となる。 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が社長の職務を代行する。

<訂正後>

現行定款	変更案
第24条(取締役会の招集者及び議長)社長は取締役会を招集しその議長となる。 社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が社長の職務を代行する。	第26条(取締役会の招集権者および議長)社長は、取締役会を招集しその議長となる。 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が社長の職務を代行する。

<訂正前>

現行定款	変更案
第30条(監査役の定員)当会社の監査役は3名以上とする。 監査役に欠員を生じた場合でも法定数を欠かず且つ業務に差支えない限り次期定時総会までその補欠選任を延期することができる。	第35条(監査役の定員)当会社の監査役は、3名以上とする。 監査役に欠員を生じた場合でも法定数を欠かずかつ業務に差支えない限り、次期定時総会までその補欠選任を延期することができる。

<訂正後>

現行定款	変更案
第30条(監査役の定員)当会社の監査役は3名以上とする。 監査役に欠員を生じた場合でも法定数を欠かず且つ業務に差支えない限り次期定時総会までその補欠選任を延期することができる。	第35条(監査役の定員)当会社の監査役は、3名以上とする。 監査役に欠員を生じた場合でも法定数を欠かずかつ業務に差支えない限り、次期定時株主総会までその補欠選任を延期することができる。

<訂正前>

現行定款	変更案
第32条(監査役の任期)監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとする。	第37条(監査役の任期)監査役の任期は、就任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

<訂正後>

現行定款	変更案
第32条(監査役の任期)監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとする。	第37条(監査役の任期)監査役の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

<訂正前>

現行定款	変更案
第39条(利益配当金の支払)利益配当金は毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に、配当決議後遅滞なくこれを支払う。	第50条(剰余金の配当等)当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。

<訂正後>

現行定款	変更案
第39条(利益配当金の支払)利益配当金は毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に、配当決議後遅滞なくこれを支払う。	第50条(期末配当金)当会社は、定時株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

<訂正前>

現行定款	変更案
第40条(中間配当)当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、 <u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下中間配当という)を</u> することができる。	第51条(中間配当)当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、 <u>中間配当を</u> することができる

<訂正後>

現行定款	変更案
第40条(中間配当)当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、 <u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下中間配当という)を</u> することができる。	第51条(中間配当 <u>金</u>)当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、 <u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行う</u> ことができる。

<訂正前>

現行定款	変更案
第41条(配当金の除斥期間)利益配当金または中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してなおこれを受領しなかったときは、当会社に帰属する。	第52条(配当金の除斥期間)配当金は、支払開始の日から満3年を経過してなおこれを受領しなかったときは、当会社に帰属する。

<訂正後>

現行定款	変更案
第41条(配当金の除斥期間)利益配当金または中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してなおこれを受領しなかったときは、当会社に帰属する。	第52条(配当金の除斥期間) <u>期末配当金および</u> 中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してなおこれを受領しなかったときは、当会社に帰属する。

以上